

令和4年 第13回 福岡市東区選挙管理委員会

9月1日（木）

【 議 題 】

- 1 議案第57号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第58号 選挙人名簿に登録する者について
- 3 議案第59号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

< 次 回 >

委員会 令和4年9月20日（火）午前10時00分～

議案第 57 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 9 月 1 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡辺 裕江

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,628 人 |
| | 内訳 死亡者 | 158 人 |
| | 市外転出者 | 1,470 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 4 年 9 月 1 日 |

(根 拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

第二十八条 (登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条 (表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和4年9月1日 抹消者数

投	票	区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	馬出	第一	1	1	2	26	29	55	27	30	57
2	馬出	第二	3	0	3	19	16	35	22	16	38
3	箱崎	第一	2	0	2	33	30	63	35	30	65
4	箱崎	第二	2	4	6	20	12	32	22	16	38
5	箱崎	第三	2	5	7	22	16	38	24	21	45
6	笹松	第一	0	0	0	19	9	28	19	9	28
7	笹松	第二	2	2	4	42	25	67	44	27	71
8	笹松	第三	2	0	2	20	17	37	22	17	39
9	松島	第一	1	1	2	25	19	44	26	20	46
10	松島	第二	1	1	2	24	19	43	25	20	45
11	名島	第一	1	3	4	25	11	36	26	14	40
12	名島	第二	2	1	3	16	14	30	18	15	33
13	千早		0	2	2	84	63	147	84	65	149
14	千早	西	1	1	2	17	18	35	18	19	37
15	香	陵	2	1	3	14	5	19	16	6	22
16	香	椎	1	2	3	6	6	12	7	8	15
17	城	浜	4	1	5	5	2	7	9	3	12
18	多々良	第一	7	2	9	17	15	32	24	17	41
19	多々良	第二	1	2	3	3	6	9	4	8	12
20	八	田	3	1	4	8	3	11	11	4	15
21	青葉	第一	1	1	2	7	11	18	8	12	20
22	青葉	第二	1	0	1	3	4	7	4	4	8
23	舞松原	第一	0	2	2	6	8	14	6	10	16
24	舞松原	第二	5	1	6	26	23	49	31	24	55
25	若宮	第一	3	5	8	8	8	16	11	13	24
26	若宮	第二	1	2	3	69	19	88	70	21	91
27	香椎	第一	0	1	1	16	10	26	16	11	27
28	香椎	第二	0	3	3	24	28	52	24	31	55
29	香椎下原	第一	1	0	1	6	10	16	7	10	17
30	香椎下原	第二	2	2	4	36	13	49	38	15	53
31	香椎東	第一	2	1	3	13	11	24	15	12	27
32	香椎東	第二	1	2	3	8	4	12	9	6	15
33	香住ヶ丘	第一	6	5	11	26	20	46	32	25	57
34	香住ヶ丘	第二	2	2	4	10	8	18	12	10	22
35	和白	第一	2	2	4	11	10	21	13	12	25
36	和白	第二	3	0	3	14	9	23	17	9	26
37	三	苫	1	4	5	16	13	29	17	17	34
38	奈多	第一	2	7	9	9	14	23	11	21	32
39	奈多	第二	0	0	0	6	3	9	6	3	9
40	美和台	第一	2	0	2	11	5	16	13	5	18
41	美和台	第二	2	1	3	14	12	26	16	13	29
42	和白東	第一	1	1	2	10	9	19	11	10	21
43	和白東	第二	3	0	3	14	9	23	17	9	26
44	西戸崎	第一	3	2	5	4	3	7	7	5	12
45	西戸崎	第二	0	0	0	1	1	2	1	1	2
46	志賀	第一	1	0	1	0	0	0	1	0	1
47	志賀	第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	志賀	第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	照葉	第一	0	1	1	7	6	13	7	7	14
50	照葉	第二	0	0	0	23	21	44	23	21	44
	合計		83	75	158	843	627	1,470	926	702	1,628

議案第 58 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 4 年 9 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 9 月 1 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

- 1 登録する者の数 4,835 人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和 4 年 9 月 1 日

(根 拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 22 条第 3 項の規定による。

第二十二條第三項（登録）

市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(略)が定める日現在(略)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 登録される資格を有する者

第二十一條第一項（被登録資格等）

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和4年8月19日現在登録者数			令和4年9月1日現在抹消者数			令和4年9月1日現在登録者数			移替			令和4年9月1日現在在外移転者数			令和4年9月1日現在登録者数						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計	
										男	女	計	男	女	計							
1 馬出第一	2,577	2,907	5,484	27	30	57	102	104	206	35	43	78	27	39	66			0	2,644	2,977	5,621	
2 馬出第二	2,129	2,248	4,377	22	16	38	80	84	164	22	29	51	24	29	53			0	2,189	2,316	4,505	
3 箱崎第一	2,585	2,964	5,549	35	30	65	83	87	170	25	42	67	31	29	60		1	1	2,639	3,007	5,646	
4 箱崎第二	2,948	2,960	5,908	22	16	38	78	53	131	22	37	59	36	33	69			0	3,018	2,993	6,011	
5 箱崎第三	2,785	3,248	6,033	24	21	45	57	58	115	21	32	53	20	31	51			0	2,817	3,284	6,101	
6 笹松第一	2,780	2,526	5,306	19	9	28	97	74	171	28	20	48	31	18	49			0	2,861	2,589	5,450	
7 笹松第二	3,618	3,727	7,345	44	27	71	119	97	216	44	42	86	40	51	91			0	3,689	3,806	7,495	
8 笹松第三	3,134	2,853	5,987	22	17	39	83	57	140	41	23	64	36	35	71			0	3,190	2,905	6,095	
9 松島第一	2,945	2,409	5,354	26	20	46	71	63	134	41	30	71	36	32	68			0	2,985	2,454	5,439	
10 松島第二	3,135	3,214	6,349	25	20	45	55	47	102	29	26	55	27	16	43			0	3,163	3,231	6,394	
11 名島第一	4,420	4,898	9,318	26	14	40	77	61	138	26	31	57	30	29	59			0	4,475	4,943	9,418	
12 名島第二	1,913	2,099	4,012	18	15	33	34	31	65	18	22	40	32	27	59			0	1,943	2,120	4,063	
13 千早	4,492	5,838	10,330	84	65	149	139	174	313	35	41	76	47	47	94			0	4,559	5,953	10,512	
14 千早西	2,432	2,878	5,310	18	19	37	43	26	69	16	20	36	24	25	49			0	2,465	2,890	5,355	
15 香陵	2,026	2,443	4,469	16	6	22	53	56	109	9	7	16	12	11	23			0	2,066	2,497	4,563	
16 香椎浜	2,723	3,561	6,284	7	8	15	25	34	59	19	24	43	10	16	26			0	2,732	3,579	6,311	
17 城浜	1,100	1,531	2,631	9	3	12	3	2	5	2	7	9	2	7	9			0	1,094	1,530	2,624	
18 多々良第一	4,930	4,406	9,336	24	17	41	94	53	147	42	42	84	32	29	61			0	4,990	4,429	9,419	
19 多々良第二	1,033	1,195	2,228	4	8	12	10	16	26	4	8	12	7	7	14			0	1,042	1,202	2,244	
20 八田	2,506	3,136	5,642	11	4	15	19	18	37	23	27	50	10	11	21			0	2,501	3,134	5,635	
21 青葉第一	2,501	2,927	5,428	8	12	20	21	23	44	12	14	26	7	10	17			0	2,509	2,934	5,443	
22 青葉第二	1,975	2,210	4,185	4	4	8	12	6	18	5	6	11	2	5	7			0	1,980	2,211	4,191	
23 舞松原第一	1,744	1,989	3,733	6	10	16	16	15	31	12	10	22	6	8	14			0	1,748	1,992	3,740	
24 舞松原第二	2,110	2,543	4,653	31	24	55	62	49	111	11	18	29	14	17	31			0	2,144	2,567	4,711	
25 若宮第一	2,431	2,702	5,133	11	13	24	28	21	49	20	29	49	13	12	25			0	2,441	2,693	5,134	
26 若宮第二	1,392	1,462	2,854	70	21	91	92	39	131	13	12	25	33	35	68			0	1,434	1,503	2,937	
27 香椎第一	2,814	3,058	5,872	16	11	27	59	57	116	23	30	53	20	15	35			0	2,854	3,089	5,943	
28 香椎第二	2,124	2,470	4,594	24	31	55	96	97	193	15	20	35	20	36	56			0	2,201	2,552	4,753	
29 香椎下原第一	1,577	1,636	3,213	7	10	17	31	32	63	20	14	34	14	17	31			0	1,595	1,661	3,256	
30 香椎下原第二	4,439	4,047	8,486	38	15	53	121	74	195	41	26	67	44	33	77			0	4,525	4,113	8,638	
31 香椎東第一	2,910	3,129	6,039	15	12	27	47	51	98	25	29	54	13	21	34			0	2,930	3,160	6,090	
32 香椎東第二	2,428	2,692	5,120	9	6	15	26	21	47	10	10	20	15	17	32			0	2,450	2,714	5,164	
33 香住ヶ丘第一	4,463	4,286	8,749	32	25	57	121	111	232	40	35	75	35	40	75			0	4,547	4,377	8,924	
34 香住ヶ丘第二	2,362	2,756	5,118	12	10	22	29	38	67	12	17	29	14	14	28			0	2,381	2,781	5,162	
35 和白第一	2,364	2,536	4,900	13	12	25	59	65	124	20	23	43	34	27	61			0	2,424	2,593	5,017	
36 和白第二	2,724	3,063	5,787	17	9	26	43	36	79	20	18	38	21	22	43			0	2,751	3,094	5,845	
37 三苦	3,527	3,803	7,330	17	17	34	50	52	102	26	40	66	20	30	50			0	3,554	3,828	7,382	
38 奈多第一	2,340	2,728	5,068	11	21	32	28	25	53	12	10	22	21	16	37			0	2,366	2,738	5,104	
39 奈多第二	1,171	1,388	2,559	6	3	9	20	11	31	2	11	13	10	8	18			0	1,193	1,393	2,586	
40 美和台第一	2,950	3,391	6,341	13	5	18	22	20	42	15	18	33	12	14	26			0	2,956	3,402	6,358	
41 美和台第二	3,090	3,578	6,668	16	13	29	57	60	117	22	15	37	20	21	41			0	3,129	3,631	6,760	
42 和白東第一	2,572	2,844	5,416	11	10	21	33	25	58	13	15	28	24	13	37			0	2,605	2,857	5,462	
43 和白東第二	2,300	2,536	4,836	17	9	26	48	46	94	13	21	34	17	21	38			0	2,335	2,573	4,908	
44 西戸崎第一	1,818	2,051	3,869	7	5	12	10	13	23	5	10	15	4	11	15			0	1,820	2,060	3,880	
45 西戸崎第二	578	647	1,225	1	1	2	3	5	8	3	2	5	3	4	7			0	580	653	1,233	
46 志賀第一	428	496	924	1	0	1	3	1	4	3	1	4	1	2	3			0	428	498	926	
47 志賀第二	73	100	173	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0			0	74	103	177	
48 志賀第三	110	124	234	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0			0	109	123	232	
49 照葉第一	1,272	1,359	2,631	7	7	14	14	17	31	7	5	12	7	7	14			0	1,279	1,371	2,650	
50 照葉第二	2,991	3,298	6,289	23	21	44	78	75	153	26	26	52	40	47	87			0	3,060	3,373	6,433	
合計	121,789	132,890	254,679	926	702	1,628	2,552	2,283	4,835	949	1,039	1,988	998	1,045	2,043		0	1	1	123,464	134,476	257,940

議案第 59 号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和4年9月1日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和4年9月1日

※参考: 在外選挙人登録数(東区)

男 41人 女 99人
計 140人

(R4.9.1 委員会終了後)

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

第三十条の六(在外選挙人名簿の登録等)

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

※前条第四項の規定

第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請等)

- 4 (省略) 国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているものは、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。